

〔 平 15. 12. 5 〕
〔 基礎小 4－3 〕

地方税制の経緯

目 次

1	シャウプ使節団日本税制報告書（抄）	1
2	昭和25年度地方税制改正の概要	4
3	地方制度の改革に関する答申（抄）（昭和28年10月16日）	5
4	税制調査会答申（抄）（昭和28年11月12日）	7
5	昭和29年度地方税制改正の概要	8
6	税制調査会答申（抄）（昭和36年12月7日）	9
7	税制調査会答申の審議の内容及び経過の説明（抄） （昭和36年12月）	12
8	昭和37年度地方税制改正の概要	14
9	今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な 租税制度のあり方についての答申（抄）（昭和39年12月12日）	15
10	平成元年度の税制改正に伴う地方税財政措置	18
11	平成6年度の抜本改革に伴う地方税財政措置	19
12	恒久的な減税に伴う地方の減税額（平成11年度改正）	20
13	シャウプ勧告以降の主な地方税制改正	21

シャウプ使節団日本税制報告書（抄）

（昭和 24 年 8 月 27 日）

第 1 編 第 2 章 A 節

（略）

われわれは地方税制を左の四の重要な点について改革すべきことを勧告する。

一 地方税総額を千五百億円から千九百億円に増税すること。地方団体は自らの税収入を増加しなければ任意的寄附金に甚だしく依存するかまたは中央政府に余りにも依存する結果となるであろう。特に地方財政支出が四千二百五十億円に増大した場合にはますますそうである。われわれは、この四百億円の増税は専ら市町村税の増税であるべきことを勧告する。

地方自治の発達上、強化を必要とするのは都道府県よりもむしろ市町村であるからである。

二 都道府県税に対して市町村が附加税を設ける制度はこれを廃止すること。都道府県と市町村は、独立の税目をもつべきである。こうすれば住民はあらゆる税率を決定する責任者が都道府県か市町村かを知るようになる。

またわれわれは、一般的にいつて収入と徴税事務とが一の段階に集中されるならば各税とも強力に執行されることになるであろうと思う。

三 現在の種々雑多な税目を廃止して、税の種類を少なくするとともに税率をある程度高くすること。

四 三大地方税、すなわち、地租、家屋税（不動産および減価償却をなし得る資産に対する課税または簡単に「不動産税」と呼ばれるべきもの）、住民税および事業税を大巾に修正すること。住民税収入は現在の二倍以上にすることおよび地租、家屋税収入は三倍以上にすること。（以下略）

第 1 編 第 3 章

（略）

結局、われわれは、国および地方の税制は、千九百五十年度の税額が今年度予算額よりも、全体として少し少くなるように定められるべきものと考える。地方税収入はこれを増加すべきであり、国税収入は右増加額よりも若干多く減少すべきである。（略）

この表は、来年度には、国の税収入は六百億円方減額し、地方の税収入は四百億円方増額し差引二百億円の税収入を減額することになるというわれわれの全般的意見を示す。

第2編 第11章 住民税

(略)

現在の形態の住民税は（少くも市町村税として）千九百四十年に始まるものであり、更に遡れば戸数割にその源を求めることができる。それが、地方歳入の増加を図るのに格好な方法であると一般に考えられていることは明らかである。われわれはこの税を維持強化することを勧告するものであるが、この場合以下に述べる改革を行うことが必要である。

- 一 この税を専ら市町村の財源とする。市町村は、もし全収入を得ることとなれば、この税の賦課徴収について現在よりも一層努力し、創意をこらすことになるであろう。

住民税を全額市町村の財源とするものの他の理由は、入場税を都道府県に移すことを勧告しているからである。更に又、われわれの地方財政に対する一般的計画は、市町村を都道府県よりも強化することを要求しているのである。

- 二 (略)

- 三 法人は住民税を課税さるべきでない。株主は住民税のうちの所得的要素によつて、配当を受取るとき、または、その株式を売却して譲渡所得を実現するときに課税を受けるであろう。

- 四 住民税中の所得的部分は国税たる所得税に対する地方的附加の形とする。
(以下略)

第2編 第12章 不動産税（地租家屋税）

(略)

地租、家屋税の改革には次の諸点を含まねばならない。

- (1) 課税の全責任は市町村に負わせ、且つ税収入は全額市町村のものとすること。現在では税収入の半分は都道府県のものとなり、中央政府もまた、土地家屋を戦前の賃貸価格で登録してある台帳をいつも新しく維持している筈であるから、これに関与している。現状のような権限の分割が不満足なものであることには多くの証拠がある。本税は都道府県よりも市町村のものとなすべきである。というのは市町村は都道府県よりも追加歳入を必要としており、また本税は比較的小さい市町村でも相当うまく運用できる少数の租税の一つだからである。

第2編 第13章 その他の地方税

A 事業税

(略)

都道府県が企業にある種の税を課することは正当である。というのは、事業および労働者がその地方に存在するために必要となつて来る都道府県施策

の経費支払を事業とその顧客が、援助することは当然だからである。たとえば、工場とその労働者がある地域で発展増加してくれば、公衆衛生費は当然増大して来るのである。

従つて、われわれは事業税の存続を勧告するものではあるが、それは次の二つの目的を達成するように改革すべきものであると考える。即ち、第一に、純益を課税標準として累積的に圧迫することを幾分緩和すること、第二に、賦課徴税方法を一層簡易化し、原則として国税の賦課徴収の結果に依存しないようにすること。の二つである。

最善の解決方法は、単に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給与支払額の合計に課税標準を拡張してこれに税率を適用することである。

(以下略)

昭和25年度地方税制改正の概要

(シャープ勧告に基づき新地方税法を制定)

○道府県税（主なもの）

附加価値税の創設（事業税及び特別所得税の廃止）

入場税（軽減）

遊興飲食税（軽減）

自動車税（自動車の取得に対する自動車税は廃止）

不動産取得税の廃止

酒消費税の廃止

○市町村税（主なもの）

市町村民税（道府県民税の廃止、法人は均等割のみ）

固定資産税の創設（地租及び家屋税の廃止）

自転車税（自転車の取得に対する自転車税は廃止）

荷車税（荷車の取得に対する荷車税は廃止）

電気ガス税

広告税

入湯税

地方制度の改革に関する答申（抄）

（昭和28年10月16日 地方制度調査会）

第2 地方財政制度の改革に関する事項

1. 地方財源所要額の総額に関する事項

現在の地方財政計画の基礎には、地方的事情による財政需要額の増加及び地方税の収入見込額等の算定方法に幾多地方財政の実情に合致しない点がある。

これらを是正するためには、新たに地方財源として300億円程度を必要とする。

さらに国家地方警察事務を都道府県に移譲することによって、なお、国から都道府県に140億円程度の財源を移譲しなければならない。

しかしながら、他面積極的に法令の改廃を行ない、終戦後膨張した行政機構、人員及び事務を整理するならば、200億円程度の財源を捻出することが可能である。

2. 地方税制の改革に関する事項

現行地方税制度を左のように改正すること。

(1) 附加価値税を廃止し、現行事業税及び特別所得税に左の改正を加えてこれを存置すること。

- 1 名称を事業税とし、非課税規定は原則として廃止すること。
- 2 課税標準は、おおむね、現行どおりとし、純益を課税標準とするものについては、原則として所得税及び法人税の課税の基礎となったものによること。

(2) 左により、新たに道府県民税を創設すること。

- 1 納税義務者は、区域内の市町村民税の納税義務者とその範囲を同じくすること。
- 2 賦課総額は、175億円程度とし、所得の階層により、税率に差等を設けること。
- 3 徴収は市町村に委任するものとする。

(3) 地方税源の偏在を是正し、課税方法の適正を期するため、左の措置を講ずるものとする。

- 1 遊興飲食税及び入場税を国税に移譲し、現在程度の収入をあげることを目途として税率の引下げ等課税の適正化を図るものとする。

遊興飲食税及び入場税の収入の大部分(9割程度以上)を人口にあん分して各都道府県に配付すること。

- 2 償却資産を固定資産税の課税客体から除外し、左により道府県及び市町村において償却資産税を課するものとする。

イ 課税客体は、現行固定資産税における償却資産と同一とすること。

ロ 課税標準は、当該償却資産の価格とし、道府県の示す基準に従い、市町村が決定すること。

ハ 標準税率は、それぞれ100分の0.8とすること。

3 市町村民税中、法人税割の一部(2割程度)を国税に移譲するものとすること。

(4) 左により、新たに煙草消費税を創設すること。

1 煙草の消費に対し、消費地道府県及び市町村において課するものとする。

2 道府県分として煙草小売価格(税抜)の総額の100分の10に相当する税額を、市町村分として煙草小売価格(税抜)の総額100分の20に相当する税額を徴収することを目途として税率を定めること。

3 賦課徴収の方法については、実情に即しできるだけ簡素な方法によるものとする。

(備考) 煙草消費税を創設した場合における煙草の税込小売価格は、現在の小売価格に据え置くものとする。

(5) 煙草消費税及び道府県民税の創設に伴い、市町村民税中、道府県民税相当額(175億円程度)を減額すること。

(6) 地方税の各税目について、非課税規定及び税率の特例規定を整理すること。

(7) 徴税手続について、国及び地方公共団体相互間の協力体制を確立すること。

(8) 財政状況とにらみ合せて雑税を整理すること。

税制調査会答申（抄）

（昭和 28 年 11 月 12 日 政府税制調査会）

（一）改正の基本方針

- 3 地方税については、地方公共団体にできるだけ独立財源を与えよとの要請もあるが、現下の情勢の下においては自ら制約もあるので、この要請に応えつつ現行税制の下における財源の偏在を是正するため、次のような措置を講ずること。
- （イ） 入場税及び遊興飲食税は国において賦課徴収し、その収入の大部分を人口に按分して都道府県に配布すること。
 - （ロ） 都道府県民税を創設すること。
 - （ハ） 償却資産は固定資産税の対象から除外し、これに対しては都道府県及び市町村において新たに償却資産税を課税するものとする。
 - （ニ） たばこ消費税を新設し、都道府県及び市町村において課税するものとする。
 - （ホ） 地方財政平衡交付金制度にかえて地方交付税制度を設け、所得税、法人税及び酒税の一定割合を地方へ交付するものとする。
 - （ヘ） 大都市に関する行政制度の特例が認められる場合には、税制上も特別の配慮を加えること。

昭和29年度地方税制改正の概要

○ 個別税目の主な改正内容

1 道府県民税の創設

- ・市町村民税の一部を移譲

2 附加価値税・特別所得税の廃止（事業税に統合）

- ・国税の所得計算に準拠した所得による課税（一部業種は、収入金課税）

3 不動産取得税の創設

4 たばこ消費税の創設

5 娯楽施設利用税・入場譲与税の創設（入場税の道府県から国への移譲）

(1)娯楽施設利用税（入場税の第3種を移行、道府県税）

(2)入場譲与税（入場税の第1種、第2種を移譲）

入場税込の9/10

6 固定資産税の改正

- ・大規模償却資産の一部を道府県税化
- ・税率の引下げ（1.6/100→1.5/100(29年度)→1.4/100(30年度)）

7 揮発油譲与税の創設

- ・揮発油税込の1/3（29年度限りの措置→30年度「地方道路譲与税」の創設）

税制調査会答申（抄）

（昭和36年12月7日）

第1 税制の体系的な改善整備のための方策

7 税源配分について

- （1） 国、都道府県及び市町村間の税源配分の問題については、国と地方のそれぞれの財源の総量や、歳入構成など、いわば、税の総量についての問題とともに、地方税として望ましいと考えられる諸要件からみた、都道府県及び市町村のそれぞれの税体系の性格についての問題があり、われわれは、順次、これらの問題を取り上げて検討を行なった。
- （2） まず、財源の総量がどうかという観点から、国と地方の決算の推移、歳入歳出の増加のすう勢、国と地方の行政事務配分及び費用負担区分、行政水準の現状、今後における歳出の増加要因、地方交付税等の財源調整制度のあり方など、各種の角度から検討を行なった。地方団体の財政の実情は、近時著しく改善されていると認められるが、最近、地方団体の行政水準向上の要請が高まりつつあること等をも考慮して、地方財源の総量が十分かどうかの問題について、根本的に解明するためには、地方財政各般の問題から、ひいては、地方行政制度のあり方にまでつながる問題があり、今後さらに財政及び行政の全般にわたって検討を行なう必要があると認められる。

また、歳入構成については、地方税と国庫補助負担金との関係、地方交付税等の調整財源との関係など、各種の問題について検討を加えた。これらの問題に関連して、地方財政の自主性強化の観点から、独立税の増強を行なうことが望ましいという意見があるとともに、他方、地域的な経済較差の現況からみて、地方団体間の収入には、かなりの不均衡が認められるので、なんらかの是正の道を講ずべきであるという意見があり、広い視野に立って審議を行なったが、少なくとも、独立税の増強を図る場合には、それによって地方団体間の収入の不均衡が増大しないよう、税種の選択に留意するとともに、税源帰属の適正化の措置を講ずべきであると認められた。

次に、現行の地方税体系を構成する各税目が、その収入の見地から、また税の性格の見地から、地方税として適合しているかどうかという観点に立って、それぞれの伸長性、安定性、地域的普遍性、応益性、負担分任性、自主性等の検討を行なったほか、負担の現況についても検討を加えた。

(3) このような総合的な検討の結果に基づき、われわれは、税源配分の問題に関しては、地方財政の自主性、健全性を高めることを目標として改正を行なう必要があると考え、さきに第一次答申においては、住民税所得割について、税制の自主性強化のため、国税改正の影響を遮断する方向で課税方式を改正することを答申し、昭和36年度の税制改正において、その実現をみたのであるが、引き続き、地方団体に安定的、普遍的な税源を付与して、歳入構成を是正するための改正を行なうことが必要であるという結論に達した。このために、所得税の一部を道府県民税所得割に移譲するとともに、住民税のあり方に即し、現行の累進税率を改めて、比例税率を採用すること、たばこ消費税の税率を引き上げること、及びこれらに伴って、入場税について、地方譲与の制度を廃止し、さらに、このような独立税源の充実に伴って、地方団体間の税源帰属の適正化を図るよう、所要の措置を講ずることを適当と認めた。これらの措置により、国から地方に相当の税源が移譲され、道府県及び市町村の独立税源は、かなり増強されるものとする。

なお、住民税の性格のあり方の観点から、市町村民税所得割の税率のあり方についても、道府県民税と合わせて検討を行なったが、市町村民税の課税の実情については、本文方式とただし書方式との間になお相当の差があるので、この際所得税の負担と総合して一挙に税率の調整を行なうことには、困難があると認めた。

税制調査会答申(抄)

昭和36年12月
政府税制調査会

第3 昭和37年度税制改正案の骨子

一 改正案の要綱

(一) 国税(直接税)

1 所得税

(3) 税率の緩和

課税所得180万円以下の中小所得階層に適用される税率を緩和し、かつ、後述する税源配分の見地からする所得税の一部の道府県民税への移譲に伴い、所得税の税率を次のように改正する。

税 率	現 行	改 正 案
8%	な し	10万円以下の金額
10%	15万円以下の金額	10万円をこえる金額
15%	15万円をこえる金額	20万円 "
20%	40万円 "	50万円 "
25%	70万円 "	80万円 "
30%	100万円 "	120万円 "
35%	150万円 "	180万円 "
40%	250万円 "	} 現行に同じ
45%	400万円 "	
50%	600万円 "	
55%	1,000万円 "	
60%	2,000万円 "	
65%	3,000万円 "	
70%	5,000万円 "	
75%	な し	4,500万円をこえる金額
		6,000万円 "

(二) 税源配分

1 道府県民税

税源配分の構造に基づき、所得税との総合負担を軽減する方向で、所得税の一部を道府県民税所得割に移譲することとし、現行の累進税率を改めて、次の二段階の比例税率とする。

課税所得のうち	150万円以下の金額	2%
"	150万円をこえる金額	4%

税制調査会答申の審議の内容及び経過の説明（抄）

昭和36年12月
政府税制調査会

第5章 税源配分及び地方税

第一 税源配分の改正

1 所得税の一部の道府県への移譲

（所得税の移譲の理由）

(1) 税源配分の是正に関する第1章第7に述べた結論に基づき、当調査会は、入場税の地方譲与を廃止することとし、その昭和37年度における減税前の収入見込額が170億円であることから、おおむねこれに見合う金額を目途として所得税の一部を道府県に移譲することを適当と認めた。この場合入場譲与税と見返りに所得税を移譲することを適当と認めたのは次のような理由に基づく。

(イ) 個人所得に対する課税は、種々の観点からみて民主的な税制の基礎をなすものであるが、現行の個人所得に対する課税の収入の国、道府県及び市町村間の配分の状況をみると、道府県の比重が比較的小さいので、道府県税制を地方自治の本旨に沿って強化する見地からは、道府県民税所得割の増強を図ることが望ましいと認められる。

(ロ) また、所得割は、その収入の点からみて、伸長性に富む反面において、年度間を通じて安定しており、しかも後述するように、課税方式のいかんによつては、収入の地域的普遍性を高めることが可能であるので、このような措置は、特に地方税制の自主性、健全性を強化するための上述の種々の要件によく適している。

（所得税負担との調整）

(3) 道府県民税の税率は、現在、0.8%から0.4%ずつ累進し、5.6%までの13段階にわたっているので、比例税率の採用により、低額所得について負担の増、高額所得について負担の減を生ずることに対処するため、次のような調整措置を講ずることが適当と認められた。

(イ) 低額所得に対する調整

課税所得金額10万円以下に対する所得税の税率を、現行の10%から8%に引き下げる。これによって、所得税の課税所得金額10万円以下の階層については、道府県民税の負担率が1.2%増大するのを相殺するほか、さらに、0.8%の減税が追加されることとなる。

(ロ) 高額所得に対する調整

- ① 高額所得に対する調整は、所得税の税率調整だけでは十分に行なうことが困難であって、道府県民税の税率を、150万円をこえる金額については4%とする。
- ② これに伴って、高額所得に適用される所得税の税率適用区分を手直しするとともに、所得税の最高税率を、70%から75%に引き上げる。

(ハ) 所得税との課税標準の相違する部分の調整

道府県民税所得割においては、昭和36年度の所得税改正の影響をおおむね遮断しているため、諸控除の金額に次のような相違がある。

- ① 配偶者については所得税の配偶者控除が9万円であるのに対して、住民税では7万円であること。
- ② 15才以上の年長扶養親族については所得税では5万円の控除が認められるのに対して住民税では3万円であること。
- ③ 青色申告者の家族専従者について、所得税では専従者控除の限度額が12万円(25才未満9万円)であるのに対して、住民税では8万円であること。
- ④ 白色申告者の事業専従者の控除が、所得税では7万円であるのに対して、住民税では5万円であること。

このような相違分に対しては、所得税の税率調整による相殺が完全に行なわれがたいことも予想されるので、この点については、道府県民税の課税に際して、負担の増大をさけるための調整措置を講ずる必要がある。その際には、直接、賦課徴収の任に当たる市町村の事務をできるかぎり簡素化することをも考慮して、暫定的に、課税所得の相違する金額について現行の最低税率の0.8%がそのまま適用になるよう、これに改正税率2%と現行0.8%の差額の1.2%を乗じた金額を税額控除することが適当であると認められた。したがって、たとえば配偶者がある場合には所得税における配偶者控除の9万円と住民税における控除額7万円との差額2万円に1.2%を乗じた240円を税額控除すればよいことになる。

(ニ) 改正による負担の変動

これらの措置によって、所得税移譲に伴う負担の調整を行なった結果、所得税と道府県民税所得割を通ずる所得課税負担については、道府県民税の増額分を相殺して、なお所得税における基礎控除、配偶者控除の引上げと、中小所得者に対する税率の緩和による負担の軽減が行なわれることとなった。

昭和 37 年度地方税制改正の概要

○個別税目の主な改正内容

所得税の一部を道府県民税に移譲

(道府県民税の累進税率を比例税率化)

- ・ 移譲に伴う税源偏在の拡大への対処等のため、道府県民税所得割 13 段階(0.8%~5.6%)の累進税率を 2 段階(2%、4%)の比例的な税率に改正

課税所得のうち	150 万円以下の金額	2%
//	150 万円をこえる金額	4%

- ・ 所得税においても、移譲に伴い、税率を改正。

移譲による増収額は、198 億円（平年度）。

※ 昭和 36 年度の道府県民税所得割の税収見込額は、216 億円。
同年度の個人住民税所得割の税収見込額は、894 億円。

入場譲与税の廃止

たばこ消費税の税率引上げ

今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する 基本的な租税制度のあり方についての答申(抄)

(昭和 39 年 12 月 12 日 政府税制調査会)

第 8 地方税のあり方

現行の地方税制は、シャウプ勧告に基づいて昭和 25 年にその基礎がうちたてられたものであり、その後昭和 29 年の大幅な改正をはじめ数次の改正を経ているが、基本的にはシャウプ税制を維持しているということができる。地方税のあり方を考えるに当たっては、単に税制面からの検討のみならず、国と地方団体との間の根本的な事務配分、地方交付税、国庫補助負担金をはじめとする国、地方団体を通ずる財政制度との関連をも考慮して検討しなければならないが、当調査会は、一応、現行の地方行財政制度の基本にのっとりつつ審議を進めることとし、地方税の総量、最近の地方行政の動向からみた地方税のあり方、地方税の非課税措置、主要な税目のあり方等について検討を行なった。

1 地方税の基本的事項

- (1) 地方自治は近代民主主義の基盤であり、これを強固にするためには、地方財源を保障し地方財政を強化することによつて、地方行政の遂行を円滑ならしめ、住民の負託にこたえるものにする必要があることはいうまでもないところである。当調査会は、このような見地にたつて、前述した地方税の諸問題の検討を行なった。
- (2) 昭和 38 年度決算によつて、地方歳入の財源構成の割合を見ると、地方税 34%、地方交付税及び地方譲与税 18%、国庫補助負担金 25%、地方債 5%、その他となつている。また、同じく昭和 38 年度決算によつて、国、地方団体を通ずる租税収入の状況をみると、租税総量のうち、国は国税として 70%、地方団体は地方税として 30%をそれぞれ徴収し、国はそのうち地方交付税、地方譲与税、国庫補助負担金として地方団体に支出しているため、その最終的な支出のすがたは、国が 37%、地方団体が 63%となつている。
- (3) このような現況について、地方歳入中にしめる地方税の割合が低きに過ぎるので、これを高める必要があるのではないかという意見がある。また、現在多額の国庫補助負担金が国から地方団体に支出されているが、これが中央官庁よりする地方行政への関与の弊害を招来している面もあるという意見がある。他方、地方税の充実を図ることは、地域的な経済格差の現況では、地方団体間における税収入の不均衡をきたすものであるとの意見がある。

(4) 当調査会は、このような意見について種々の角度から検討を行なつたのであるが、その結果、地方税源の充実を図る必要があると考えた。この場合、国民の税負担の総量をふやしてこれを行なうか、税負担の総量をふやすことなく行なうかについて検討を行なつたが、国民の税負担の現状からみれば、税負担水準のあり方で述べている国民の税負担の総量の範囲内で行なうことが適当であると認めた。したがって、国と地方団体の行政事務の配分を明確化し、可能な限り国庫補助負担金を整理し、これに伴つて国と地方団体との間の税源配分を通じ、地方一般財源の強化、特に地方独立税を充実することが適当であると認めた。

(5) 最近においては、国民経済の成長と国民生活の向上に伴う行政内容の変化と行政需要の増大に対応して、地方団体の財政需要が著しく増加しており、特に都市においては、街路、環境衛生等の都市施設の整備が急務となつているので、これらの地方団体に対して独立税その他の財源充実の方法を講ずる必要があると認められる。

また、指定都市については、その事務配分とも関連して、税制その他の財源充実について特別の措置を講ずることを検討すべきであると認めた。

(6) このような考え方に基ついて、当調査会は、地方税の充実のための具体案を検討した。これについては、地方団体が自治団体である以上、地方歳入中に占める地方税の収入の割合は少なくとも50%を維持することが望ましく、これを目途として具体案を考慮すべきであるとする意見があつたが、反面、地方税の収入の割合は50%を維持すべきであると一義的に決めるのは問題であり、また、地方財源の充実を問題とする場合には、地方税だけでなく地方交付税を含めて一般財源について検討すべきであるという意見があつた。

なお、国庫補助負担金を整理し、これに伴つて生ずる財源をまず地方税の充実、ついで地方交付税の拡充に充てることとする具体案を検討する場合に、当調査会が国庫補助負担金の整理の具体策を作成することは困難であるので、かりに国庫補助負担金の一定割合を整理するという前提で、これにより生ずる財源を地方税に振り替える場合の試案について検討を行なつたが、これについては明確な結論は得られず、引き続きその具体策について検討を行なうことが適当であると認めた。

(7) 地方税における非課税、軽減等の措置には、たとえば米穀所得の課税の特例や利子所得の分離課税の住民税における取扱いのように、地方税の課税に当たつて、国税の特例措置がそのまま自動的に課税標準に影響したり、あるいは非課税となつたりするものと、たとえば事業税における新聞業、一般放送事業

等に対する非課税措置のように、地方税において独自に定められているものがある。一般的に、地方税については、特に地域内の負担の公平について配慮しなくてはならないということから、非課税、軽減等の措置のうち、地方税について独自に定められているものについては、さきに租税特別措置のあり方において述べている基準をも参酌のうえ、さらに地方税についての適格性を吟味し、できるかぎりその整理合理化を図るべきであり、また、国税の特例措置を地方税に及ぼすことについては慎重であるべきものと認めた。

平成元年度の税制改革に伴う地方税財政措置

(単位：億円)

税 目	減 収 額	消費税配分額	譲与税、交付税の区分
1 地 方 税	△20,832		消費譲与税 (消費税の1/5)
個人住民税	△ 9,213	1,003	10,885
法人住民税	△ 625		
法人事業税			
現行間接税 (消費税との調整)	△10,994	10,994	10,885
2 地方交付税	△ 9,338	9,338	109 地方交付税
			10,450 (消費税 (除譲与税) の 24%)
合 計	△30,170	21,335	減収超過額 8,835

*昭和63年度ベースによる推計

(参考) 国・地方の減収額と消費税配分額

(単位：億円)

	減 収 額 ①	消費税配分額 ②	減収超過額①－②	措 置 率 ②／①
国	50,300	33,100	17,200	66%
地 方	30,100	21,300	8,800	71%
計	80,400	54,400	26,000	68%

(注) 上記二表の数値は、精査の結果、異動を生ずることがある。

消費税の導入に伴う地方税法の改正

不動産取得税 →新築住宅特例控除額の引き上げ(450万円→1,000万円)	△ 4 5 4 億円
地方たばこ消費税 →名称変更と税率調整	△ 4 8 3 億円
娯楽施設利用税 →課税対象施設をゴルフ場に限定。	△ 5 8 6 億円
料理飲食等消費税 →特別地方消費税に改称し、税率を引き下げ(10%→3%)	△ 4, 8 3 4 億円
電気税 ガス税 木材引取税 } → 廃止	△ 4, 6 3 7 億円

平成6年度の抜本改革に伴う地方税財政措置

(単位：億円)

項 目	減収額（歳出増加分を含む。）	地方税財政措置
1 個人住民税等の恒久減税	18,050	地方税財源 確保必要額 25,360
① 個人住民税	10,290	
② 地方交付税(所得税減税のはね返し)	7,760	
2 先行減税償還財源	2,530	地方消費税分※ 10,190
3 地方団体の消費税負担増加分等	2,440	
① 消費税負担増加分	4,000	
② ①のうち地方債発行により得るもの	▲1,560	地方交付税分 15,170
4 社会保障関係	2,340	
① 物価スライド分	340	
② 社会福祉	2,000	
合 計	25,360	

現行消費税に係る
地方交付税分

13,730

地方交付税分

15,170

地方交付税

28,900

地方交付税率

29.5%

国の消費税(4%)

97,970

※

10,190

地方消費税

24,490

現行消費譲与税分

14,300

国の消費税の25%
(1%分)

(注) 精査の結果、数値は異動する場合がある。

※平成9年度税制改正において、地方消費税導入に伴う特別地方消費税の廃止が決定された。

恒久的な減税に伴う地方の減税額（平成11年度改正）

（平年度ベース）

	国	地 方
個人所得課税	▲3.2兆円	▲1.1兆円
法人課税	▲1.5兆円	▲0.8兆円
計	▲4.7兆円	▲1.9兆円

（注）法人課税については、地方財政計画上セットされている数値と同様に国、地方ともに法人事業税の損金算入に伴う翌年度への影響を勘案した数値である。
 なお、損金算入を勘案しない場合には、国▲1.7兆円、地方▲0.8兆円と見込まれる。

恒久的な減税に伴う地方財政措置

	〔平年度ベース〕	〔⑪年度〕
<u>1 地方税の減収対策</u>	<u>19,000億円程度</u>	(10,711億円)
恒久的な減税の実施に伴う当分の間の措置		
<u>(1) 税源の移譲</u>	1,300億円程度	(1,113億円)
・ 国と地方のたばこ税の税率改正		
1,000本につき3,126円→3,536円		
<u>(2) 地方交付税率の引上げ</u>	4,000億円程度	(521億円)
・ 法人税の地方交付税率の引上げ		
32%→35.8%程度（⑪32.5%）		
<u>(3) 地方特例交付金</u>	8,900億円程度	(6,399億円)
・ 地方税の代替的性格		
・ 不交付団体にも交付		
(1)～(3)の小計で平年度ベース14,200億円程度（⑪年度8,033億円）		
減収総額の3/4を補てん		
<u>(4) 減収補てん債</u>	4,700億円程度	(2,678億円)
<u>2 国税減税の地方交付税への影響分</u>	<u>15,500億円程度</u>	(15,284億円)
国と地方が折半の負担により補てん措置		

シャウプ勧告以降の主な地方税制改正

主 な 税 制 改 正		主 な 税 制 改 正	
年度	主な勧告・答申等	所得課税	消費課税
昭和24	24年9月 シャウプ勧告 ○ 地方税体系の整備と地方税財源の強化 ・ 地方税総額の確保及び地方独立税の原則 ・ 住民税の見直し（市町村民税に限定） ・ 地租・家屋税の見直し（市町村税として固定資産税の創設） ・ 事業税の見直し（道府県税として附加価値税の創設） ・ 財政調整制度の充実	道府県民税 ・ 廃止 ・ 市町村民税 ・ 法人住民税の廃止（法人均等割のみ課税） ・ 事業税・特別所得税 ・ 事業税の見直し ・ 特別所得税の廃止（附加価値税実施までは存置）	酒消費税 ・ 廃止（国の酒税に一元化）
25	シャウプ勧告の実施	道府県民税 ・ 廃止 ・ 市町村民税 ・ 法人住民税の廃止（法人均等割のみ課税） ・ 事業税・特別所得税 ・ 事業税の見直し ・ 特別所得税の廃止（附加価値税実施までは存置）	附加価値税 ・ 創設（道府県のみ課税）（※ 附加価値税は、25年度改正で創設されたが、実施されることなく、昭和29年度改正で廃止。） ・ 地租・家屋税 ・ 廃止 ・ 固定資産税 ・ 創設（市町村のみ課税） ・ 償却資産に対する課税
26		市町村民税 ・ 法人税割の創設	
28	28年11月・税制調査会答申 ① 附加価値税の廃止、事業税の存置 ② たばこ消費税の創設 ③ 地方財源の偏在の是正措置 ・ 道府県民税の創設 ・ 入場税、遊興飲食税の譲与税化 ・ 地方交付税制度の創設		
29		道府県民税 ・ 創設（個人、法人とも）（市町村民税の一部の道府県への移譲）	たばこ消費税
			附加価値税 ・ 廃止 不動産取得税
			法定外普通税 ・ 法定外普通税制度の存続

	特別所得税 ・廃止（事業税に統合） 事業税 ・国税の所得計算に準拠した所得による課税（一部業種については、収入金額による課税）	・創設（道府県及び市町村が課税） - 入場税 ・第1種、第2種を国税へ移譲 ・第3種は娯楽施設利用税へ移行 - 娯楽施設利用税 ・創設（道府県が課税）	・創設	- 入場税 ・創設（入場税収の9/10） - 揮発油譲与税 ・創設（昭和29年度限り）
30				- 地方道路譲与税 ・創設
31			- 都市計画税 ・創設	
33			- 軽油引取税 ・創設	
			- 軽自動車税 ・創設	
36	36年12月 税制調査会答申 ① 地方独立税源の充実強化 ・所得税の一部を道府県民税移譲 ・地方団体間の税源偏属の適正化 ② 事業税の課税標準に売上基準又は附加価値基準を加味することについて、なお検討 ③ 固定資産税の評価の適正・均衡の確保	- 料理飲食等消費税 ・遊興飲食税を料理飲食等消費税に改称		
37		道府県民税 ・所得税の一部を道府県民税所得割に税源移譲 ・税率をより比例率的なものとした（2%、4%の二段階に整理）		
39	39年12月 税制調査会 長期答申 ① 地方税源の充実強化 ・国と地方の事務配分の明確化、補助金の整理等に伴い、国から地方への税源移譲 ・都市の税財源の充実 ② 事業税の課税標準への附加価値要素の導入、内容についてなお検討 ③ 市町村民税所得割の累進構造の緩和等の検討			
43			自動車取得税	

46			・創設		自動車重量税 ・創設
48	48年1月 税制調査会 今後の土地税制答申 ○ 土地保有税（地方税）の創設				特別土地保有税 ・創設
50					事業所税 ・創設
53	53年12月 税制調査会 54年度改正に関する 答申 ○ 地方消費税（仮称）の提案				
63 抜本	63年4月 税制調査会 税制改革についての 中間答申 ① 個人住民税の累進構造の緩和 ② 有価証券譲渡益原則課税化 ③ 土地関連税制の見直し ④ 事業税の外形標準課税の別途検討 ⑤ 地方間接税の整理	道府県民税・市町村民税（減税） ・市町村民税所得割の税率の累進構造の緩和（7 段階→3段階）	個別間接税の整理 ・電気税・ガス税の廃止 ・木材引取税の廃止 ・娯楽施設利用税→ゴルフ場利 用税 ・料理飲食等消費税→特別地方 消費税 ・道府県（市町村）たばこ消費税 →道府県（市町村）たばこ税	消費課税 ・創設	抜本的税制改革
平成 2	2年10月 税制調査会 土地税制についての 基本答申 ① 固定資産税の土地評価の均衡化・適正 化の推進 ② 特別土地保有税の見直し、強化		土地税制改正		
3				固定資産税・都市計画税 ・市街化区域農地課税の適正化 ・土地評価の均衡化・適正化の 推進 特別土地保有税 ・遊休土地課税の強化 ・三大都市圏の特定市における 課税の特例	
5				固定資産税・都市計画税 ・評価替えに伴う税負担の調整 措置（6年度実施）	

6		道府県民税・市町村民税 ・平成6年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成6年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成6年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成6年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成6年度特別減税
6	6年6月 税制調査会 税制改革についての 答申 ① 地方税源の充実 ② 地方消費税の検討 ③ 個人住民税の累進構造の緩和	道府県民税・市町村民税 ・平成6年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成6年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成6年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成6年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成6年度特別減税
8		道府県民税・市町村民税 ・平成8年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成8年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成8年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成8年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成8年度特別減税
9		道府県民税・市町村民税 ・道府県から市町村への税源移譲	道府県民税・市町村民税 ・道府県から市町村への税源移譲	道府県民税・市町村民税 ・道府県から市町村への税源移譲	道府県民税・市町村民税 ・道府県から市町村への税源移譲	道府県民税・市町村民税 ・道府県から市町村への税源移譲
10		道府県民税・市町村民税 ・平成10年度特別減税 (平成11年度実施) ・諸控除の引上げ 法人事業税 ・標準税率の引下げ	道府県民税・市町村民税 ・平成10年度特別減税 (平成11年度実施) ・諸控除の引上げ 法人事業税 ・標準税率の引下げ	道府県民税・市町村民税 ・平成10年度特別減税 (平成11年度実施) ・諸控除の引上げ 法人事業税 ・標準税率の引下げ	道府県民税・市町村民税 ・平成10年度特別減税 (平成11年度実施) ・諸控除の引上げ 法人事業税 ・標準税率の引下げ	道府県民税・市町村民税 ・平成10年度特別減税 (平成11年度実施) ・諸控除の引上げ 法人事業税 ・標準税率の引下げ
11		道府県民税・市町村民税 (減税) ・市町村民税所得割の最高税率引下げ (12%→10%) ・定率による税額控除 法人事業税 ・標準税率の引下げ	道府県民税・市町村民税 (減税) ・市町村民税所得割の最高税率引下げ (12%→10%) ・定率による税額控除 法人事業税 ・標準税率の引下げ	道府県民税・市町村民税 (減税) ・市町村民税所得割の最高税率引下げ (12%→10%) ・定率による税額控除 法人事業税 ・標準税率の引下げ	道府県民税・市町村民税 (減税) ・市町村民税所得割の最高税率引下げ (12%→10%) ・定率による税額控除 法人事業税 ・標準税率の引下げ	道府県民税・市町村民税 (減税) ・市町村民税所得割の最高税率引下げ (12%→10%) ・定率による税額控除 法人事業税 ・標準税率の引下げ
12						
14	14年6月 税制調査会 「あるべき税制の構築に向けた基本方針」	道府県民税・市町村民税 ・平成14年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成14年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成14年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成14年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成14年度特別減税
15	15年6月 税制調査会 「少子・高齢社会における税制のあり方」	道府県民税・市町村民税 ・平成15年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成15年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成15年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成15年度特別減税	道府県民税・市町村民税 ・平成15年度特別減税

(注) 1. この表は、税制調査会の主要な答申、主な税制改正 (新税の創設等の重要な改正) のみをまとめたものである。
2. 所得課税、消費課税、資産課税等の別は、OECDモデルによった。 (ただし、個人住民税均等割、法人住民税均等割は、便宜上、所得課税欄に記載している。)